

親切・丁寧、身近な相談しやすい農政局

# 食料・農業・農村を めぐる情勢について

中国四国農政局

平成22年12月3日

農林水産省

# 1. 世界の不安定な食料事情と農業の動き

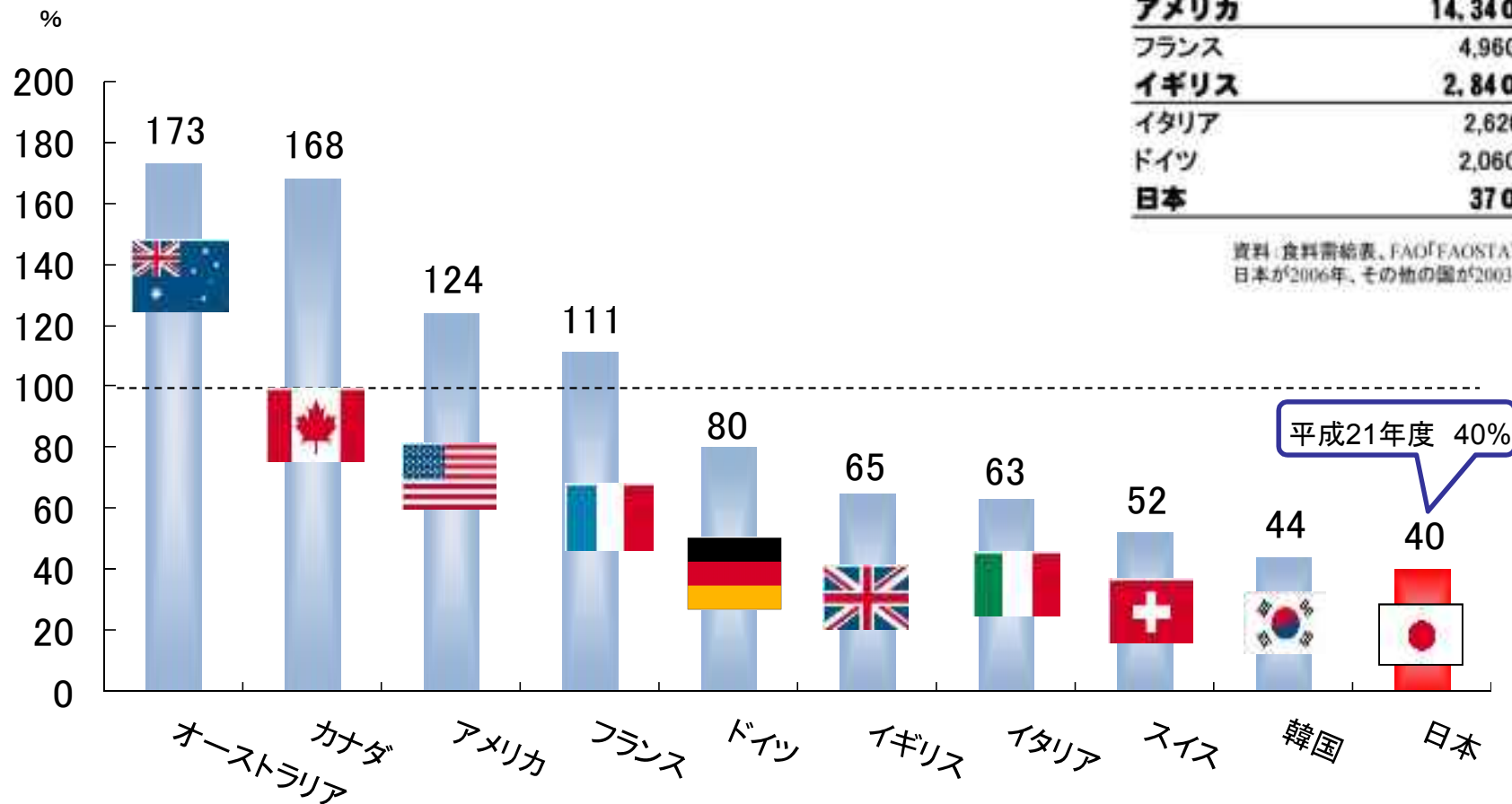
# 先進国における食料自給率と農地

(カロリーベースの食料自給率の比較)

各国の国民1人当たり農地面積

オーストラリア	220,850㎡
カナダ	21,360㎡
<b>アメリカ</b>	<b>14,340㎡</b>
フランス	4,960㎡
<b>イギリス</b>	<b>2,840㎡</b>
イタリア	2,620㎡
ドイツ	2,060㎡
<b>日本</b>	<b>370㎡</b>

資料：食料需給表、FAO「FAOSTAT」  
日本が2006年、その他の国が2003年



(資料) 農林水産省「食料需給表」、FAO “Food Balance Sheets”等を基に農林水産省で試算した。ただし、韓国については、韓国農村部「2009年度農漁業農漁村及び食品産業に関する年次報告書」による。

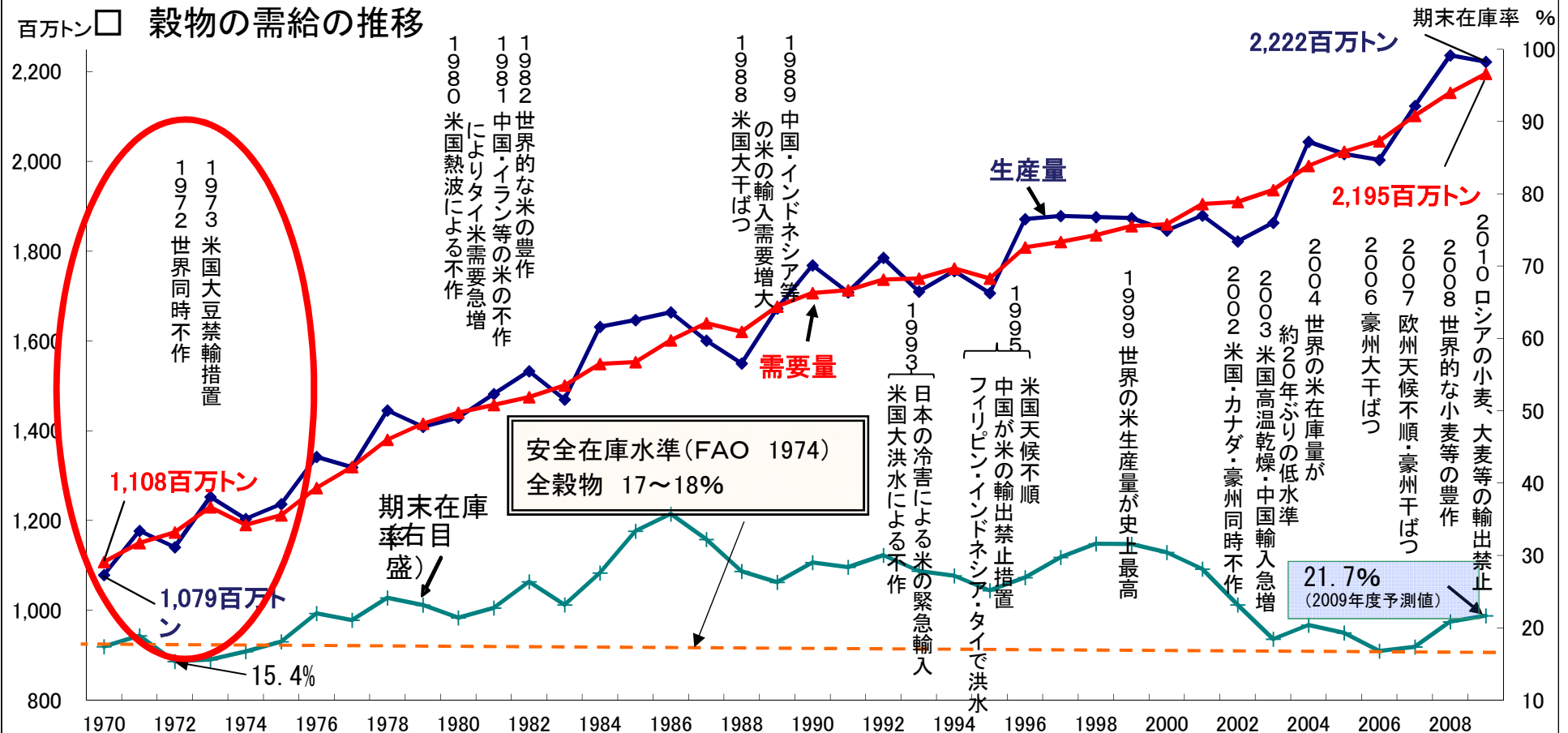
(注) 1. 数値は、平成19年(ただし、日本は平成21年度)

2. カロリーベースの食料自給率は、総供給熱量に占める国産供給熱量の割合である。なお、畜産物については、飼料自給率を考慮している。また、アルコール類は含まない。

# 食料を巡る世界の穀物需給

1950年	25億人	資料: 国連人口推計(2006)
2000年	61億人	世界栄養不足人口(2008)
(世界栄養不足人口)	9.6億人)	
2015年	73億人	
2025年	80億人	
2050年	92億人	

百万トン □ 穀物の需給の推移

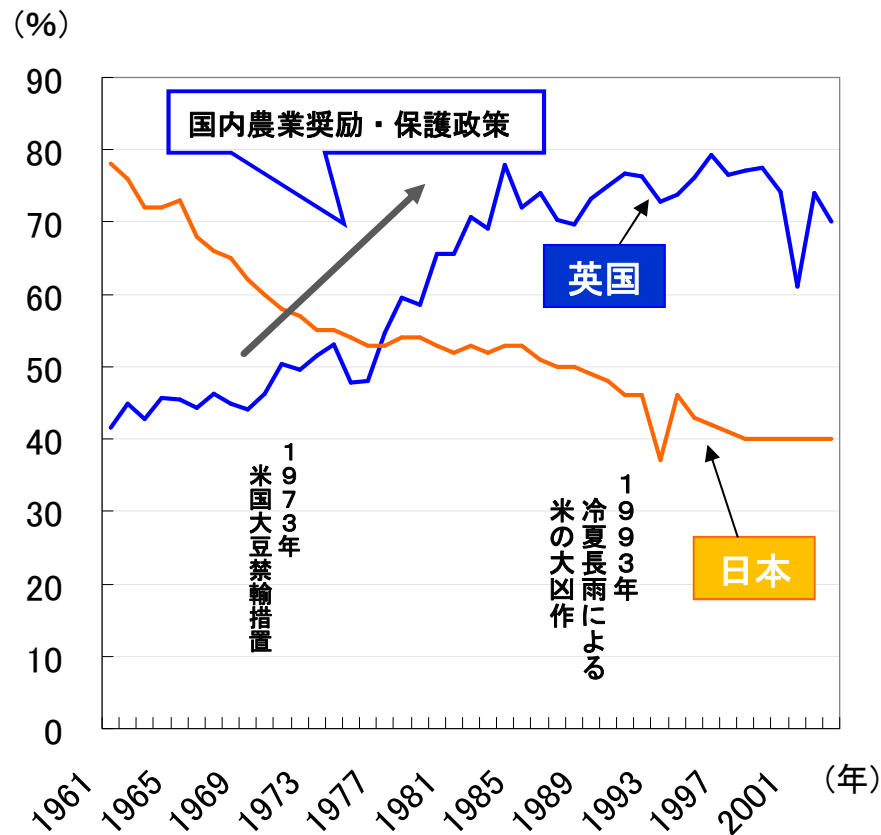


資料: USDA 「World Agricultural Supply and Demand Estimates」 (April 2010)、 「Grain:World Markets and Trade」、 PS&D

(注) なお、「Grain:World Markets and Trade」、「PS&D」については、公表された最新のデータを使用している。

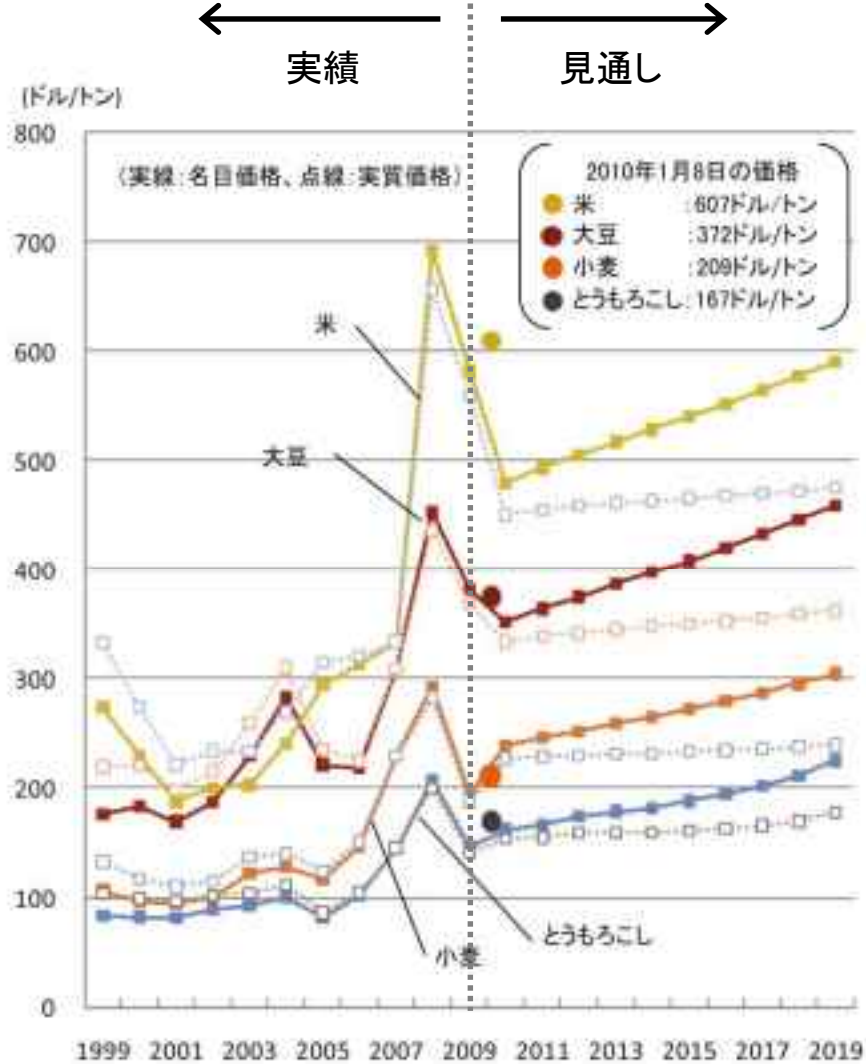
# 食料をめぐる政策と穀物価格

## 日英の食料自給率推移の比較(カロリーベース)



(資料) 農林水産省「食料需給表」、FAO “Food Balance Sheets”等を基に農林水産省で試算した。  
 (注) 1. 供給熱量総合食料自給率は、総供給熱量に占める国産供給熱量の割合である。  
 なお、畜産物については、飼料自給率を考慮している。また、アルコール類は含まない。  
 4. FAO “Food Balance Sheets”のデータは、過去に遡って修正されることがある。

## 穀物及び大豆の国際価格の見通し

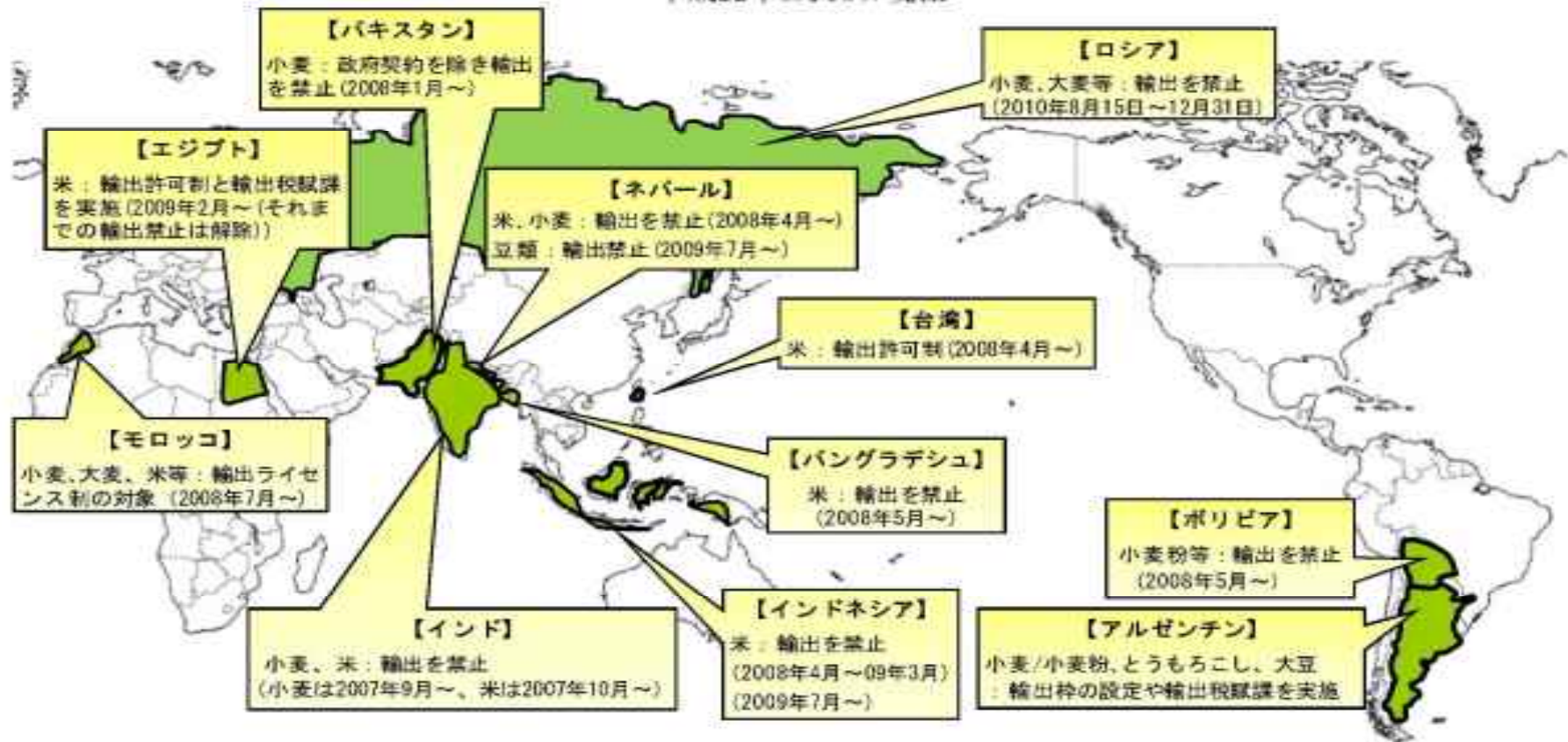


資料：農林水産政策研究所「2019年における世界の食料受給見通し  
 ー世界食料受給モデルによる予測結果ー」

# 食料についてはいざという時は自国内の供給が優先

## 【現在も11カ国・のべ18品目以上で輸出規制】

— 平成22年8月16日現在 —



注：農林水産省調べ

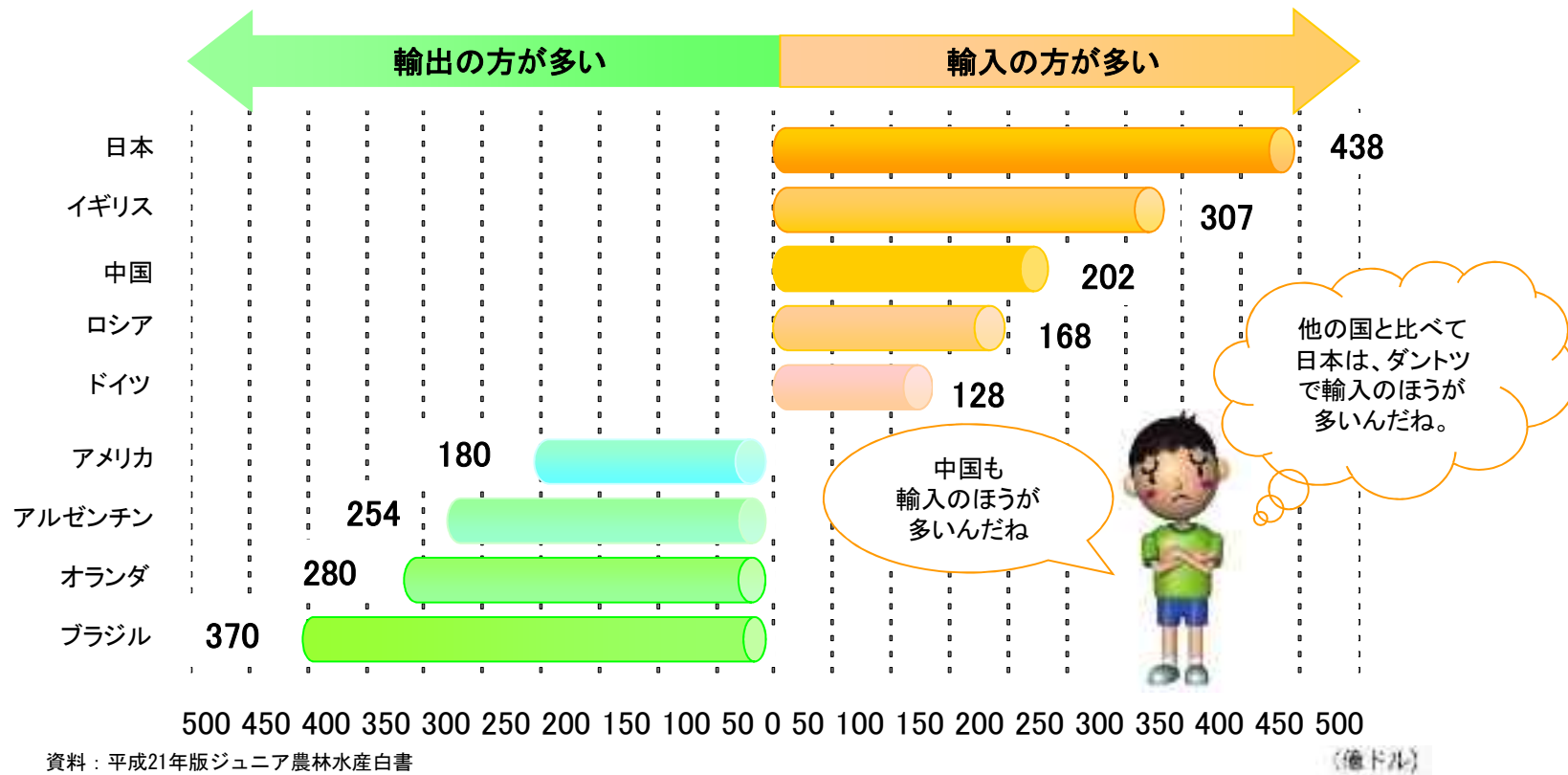
### 上記以外でも、この5年間に11カ国・のべ19品目以上で輸出規制を実施(2006年以降)

- 輸出禁止 : カンボジア(米)、ベトナム(米)、ブラジル(政府米)、インド(とうもろこし)  
カザフスタン(小麦)、セルビア(小麦、とうもろこし、大豆)、エジプト(米)
- 輸出税を賦課: ロシア(小麦、大麦)、ベトナム(米)、キルギス(小麦)、中国(小麦、大豆、米)
- 輸出枠を設定: カンボジア(米)、ウクライナ(小麦、とうもろこし)

## 2. 世界一の食料の輸入大国である日本とその意味

# 世界一の農産物の純輸入国である日本

■ 農産物の輸入・輸出が多い国 (輸出額と輸入額の差 2007年)



- 中国の輸入状況 (2008年)
  - 小麦 48万トン (日本：516万トン)
  - 大豆 4,110万トン (日本：340万トン)
 資料：中国農業部HP、中国海関統計

- 中国の純輸入額 (2008年) 181億ドル

経済成長による畜産物需要と飼料用穀物需要  
 畜産物1kgの生産に要する穀物量を「とうもろこし」換算での試算だと、  
 「卵」は3kg  
 「鶏」は4kg  
 「豚」は7kg、  
 「牛」は11kg  
 牛肉を1kg食べると、とうもろこしを11kg食べているのと同じなんだよ!  
 注：実際に使われる穀物量は飼育方法等により変動

○ 農林水産業のGDPに占める割合		
	中国	日本
1970年		5.3%
↓		↓
2007年	11.2%	1.1%
↓	↓	↓



# 輸入される大量の食料を消費することにより、世界の環境に悪影響

食生活の変化に伴い、大量の食料輸入を行うことで、  
水資源や地球環境に悪影響

## 輸入食料の生産に必要な 世界の貴重な水資源を輸入

我が国のバーチャルウォーター輸入量

〔バーチャルウォーターとは、輸入している農産物等を仮に  
自国で生産する場合に必要なであった水資源量のこと〕

1人当たりに換算すると一般家庭での  
年間水使用量<sup>注1</sup>の約5.6倍に相当



627億<sup>m<sup>3</sup></sup>

世界各国から



資料:東京大学生産技術研究所 沖 大幹教授等のグループ試算。  
注:1人1日当たり水使用量は242ℓ(東京都水道局)。

## 食料輸送に伴うCO<sub>2</sub>排出 により地球環境に悪影響

各国のフードマイレージ比較

〔フードマイレージとは、輸入される食料の重量×輸送距離  
で示される指標。〕

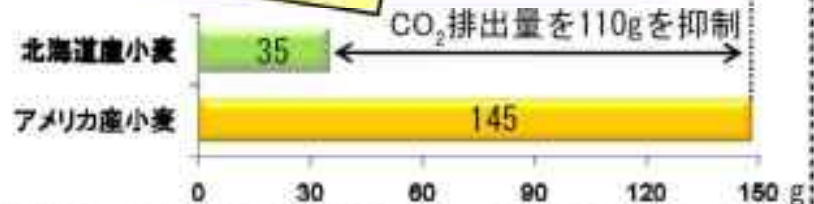
(単位:百万トン・km)

日本	韓国	アメリカ	イギリス
900,208	317,169	295,821	187,986
[ 1.00 ]	[ 0.35 ]	[ 0.33 ]	[ 0.21 ]

〔CO<sub>2</sub>排出係数を掛けることで、CO<sub>2</sub>の排出量が計算される。〕

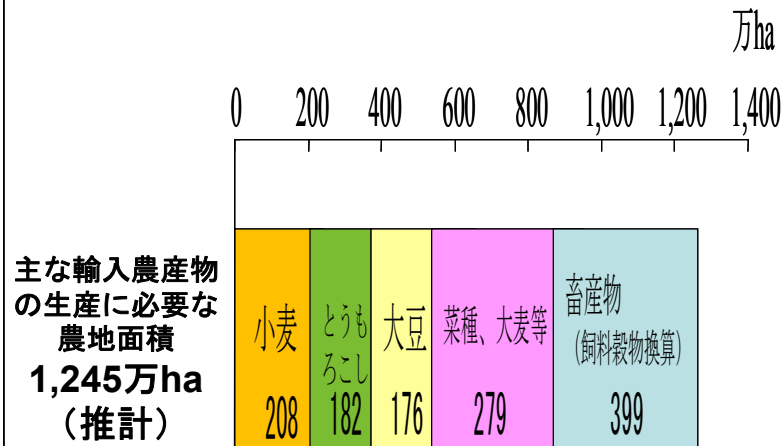
### 食パン1斤分<sup>注1</sup>のCO<sub>2</sub>比較

国産を選ぶと冷房の利用時間<sup>注2</sup>を4時間  
減らすのと同等のCO<sub>2</sub>排出量を抑制

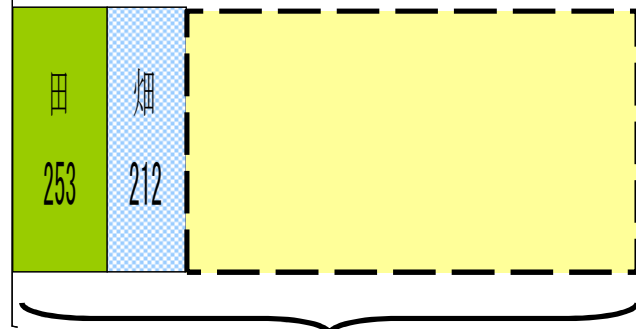


資料:フードマイレージ・キャンペーンホームページ  
注1:食パン1斤は小麦250gと仮定。  
注2:冷房1時間分のCO<sub>2</sub>排出量は26g(環境省)。

# 主な輸入農産物の生産に必要な海外の農地面積



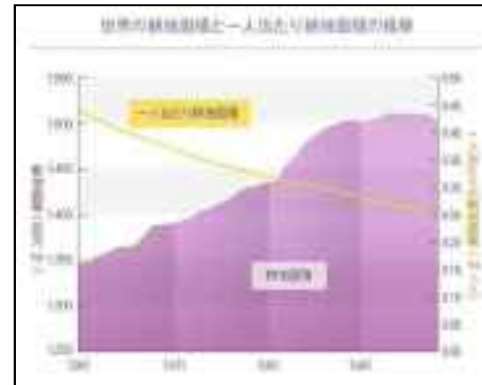
国内農地の面積  
465万ha  
(平成19年)



国民が消費する農産物を生産するには、国内農地面積の約3.5倍の農地(約1,700万ha)が必要

注：輸入農産物の生産に必要な農地面積は、小麦、大豆、とうもろこし等の輸入量を輸入先国の単収でそれぞれ割って算出した。

## 【世界の農地面積と砂漠化】

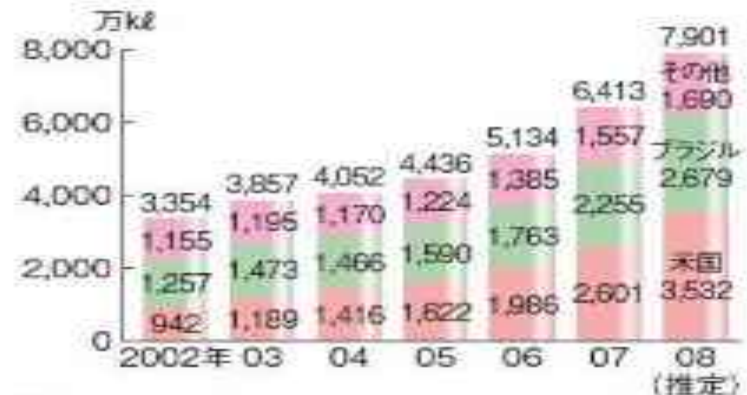


- ・現在、世界では1年間に500~600万ha (日本の農地面積以上) の農地が砂漠化
- ・世界の農地面積の25%で土壌の劣化が進行 (国連環境計画 (UNEP) の推計)

## 【カリフォルニア州の塩害】

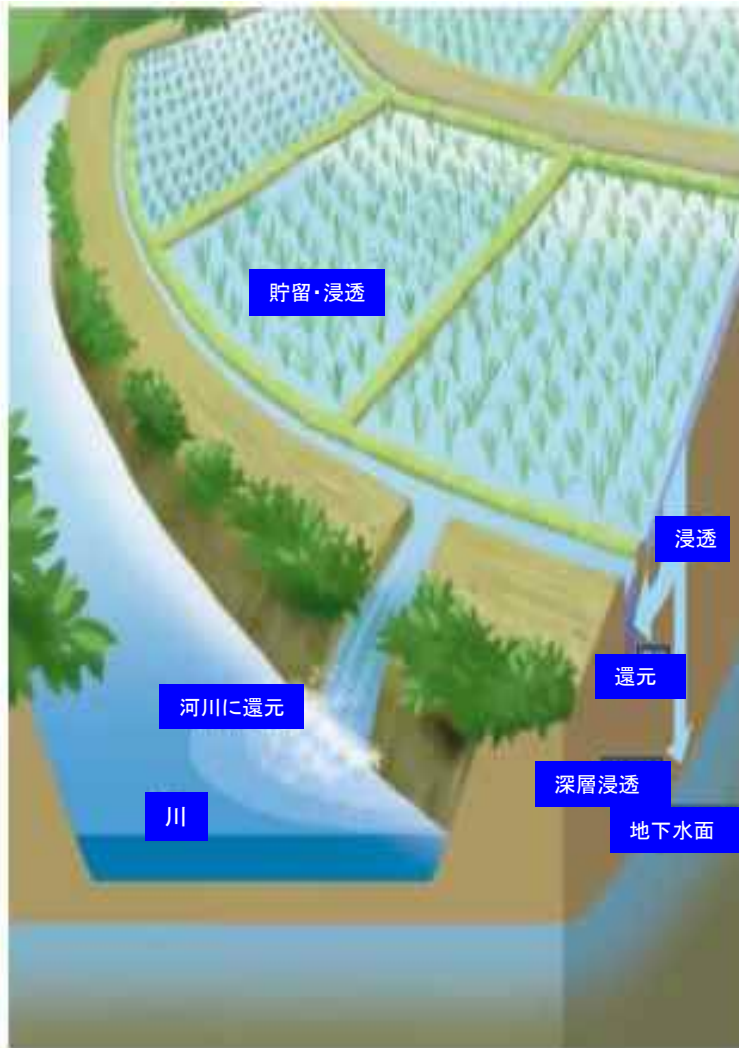


## 【バイオエタノール】



資料：F.O.Licht [World Ethanol and Biofuels Report (October 23 2008)]

# 農業・農村の多面的機能と水田



農地の水資源涵養機能

農地の気候緩和機能



○農業の有する多面的機能の評価値

機能の種類	評価値(億円・年)
洪水防止機能	34,988
河川流況安定機能	14,033
地下水涵養機能	537
土壌侵食(流出)防止機能	3,318
土砂崩壊防止機能	4,782
有機性廃棄物処理機能	123
気候緩和機能	87
保水休養・やすらぎ機能	23,758

資料：国土交通省「国土強靱化計画」農林水産部「農業の有する多面的機能の評価に関する調査報告書（平成27年度）」（平成28年1月）  
 注1：多面的機能のうち、実質評価が可能な一部の機能について、日本平野会連の調査内容を基に評価したものを示す。  
 注2：多面的機能のうち一部の機能の評価に不十分なことから、合計額は記載していない。  
 注3：保水休養・やすらぎ機能については、農地のごく一部を対象とした試算。

水田農業は、連作障害を発生することなく生産力を維持できる等のメリットを有し、安定的かつ高収量の持続的な農業です。



水田は日本の優れた生産農地



農業水利施設は、人間の動静脈のような40万kmの農業水利システムです。

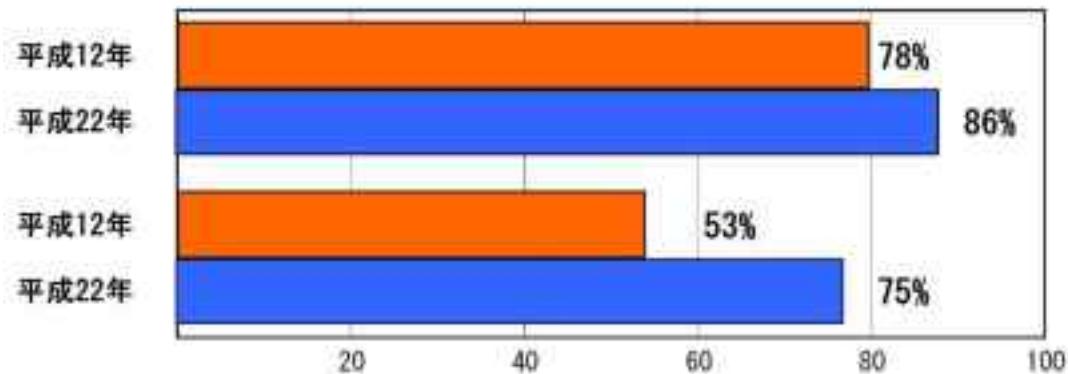
農業用排水路	約40万km (地球約10周分)
うち基幹施設	約4万7千km
ダム、頭首工、用排水機場等	約7千カ所
ため池	約21万カ所

# 食料輸入への不安や国産品を選択する意識の高まり

## 1 将来の食料輸入に不安がある

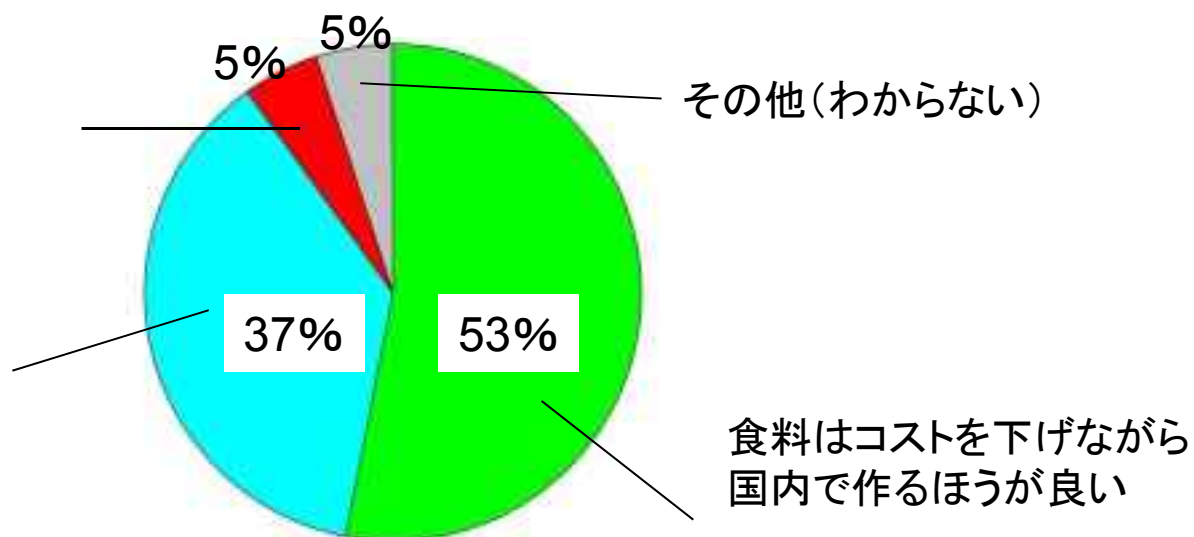
## 2 現在の食料自給率を低いと思う

## 3 我が国の食料生産・供給のあり方



外国産の方が安い食料は輸入した方が良い

米などの基本食料はコストを下げながら国内で作るほうが良い



**3. なぜ、低いのか？ なにが必要なのか？**

# 農地面積の減少と食生活の変化

S40⇒H20の過程で、  
 ・かい廃により減少した農地面積  
 ・農地開拓や干拓などの拡張面積

△約230万ha  
 約93万ha

昭和40年

農地面積 600万ha  
 食料自給率 73%

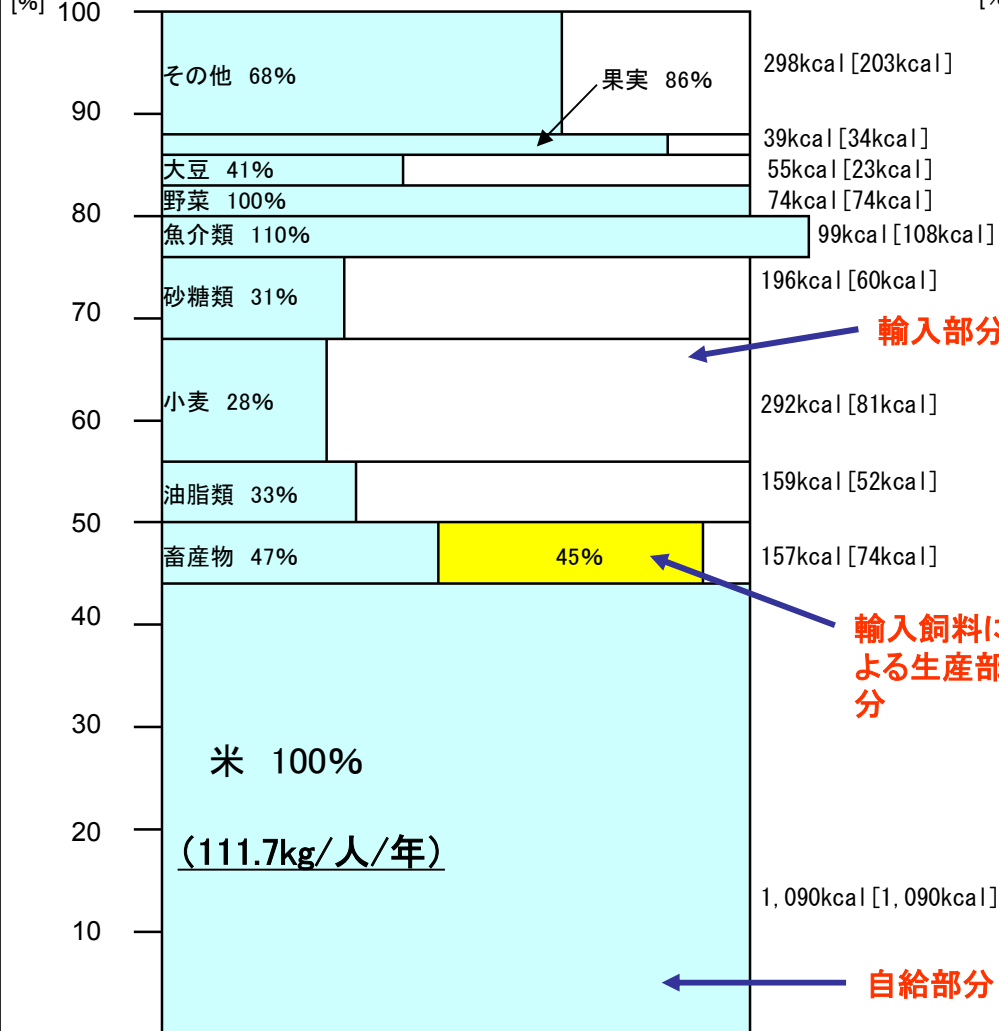
総供給熱量 2,459kcal/人・日  
 [国産供給熱量 1,799kcal/人・日]

平成20年

463万ha  
 41%

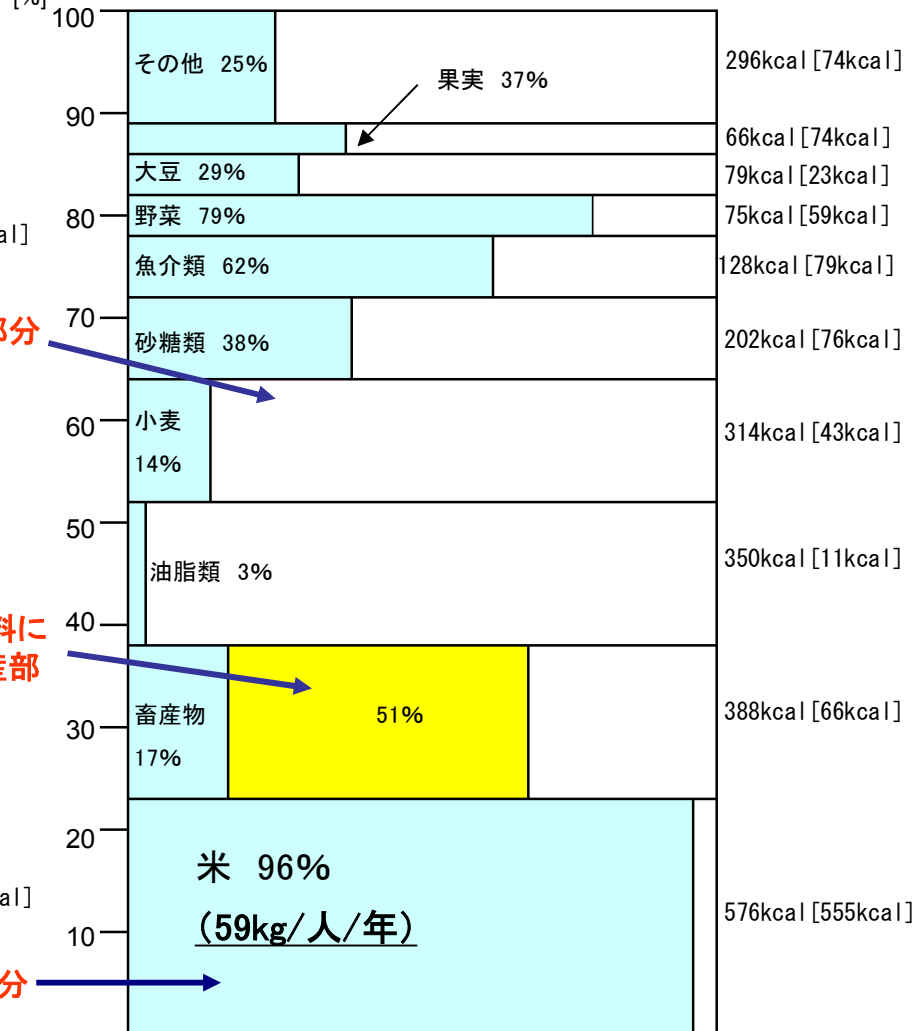
総供給熱量 2,473kcal/人・日  
 [国産供給熱量 1,012kcal/人・日]

供給熱量割合 [%]



品目別供給熱量自給率 [%] 【昭和40年度】

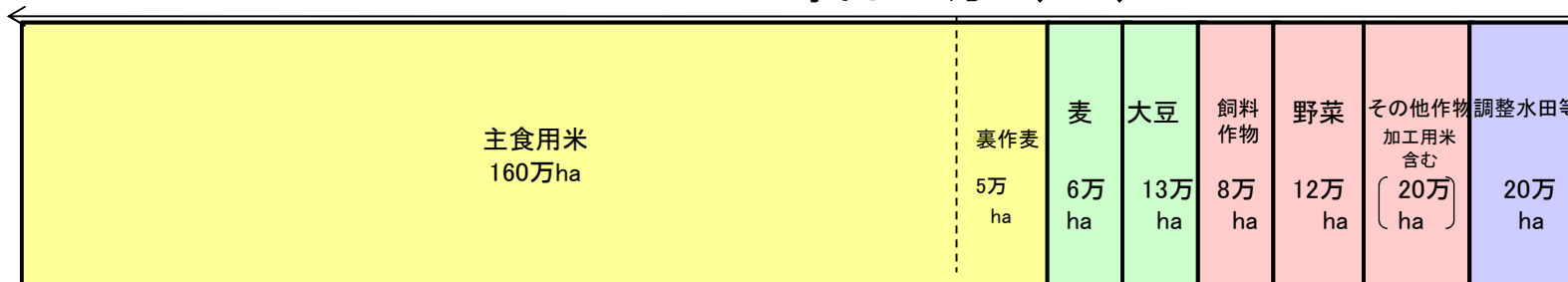
供給熱量割合 [%]



品目別供給熱量自給率 [%] 【平成20年度】

# 水田の作付状況と水田の有効活用

水田237万ha(H20)



ほ場整備等による排水対策により、汎用田化

(ほ場整備率)  
全国平均: 60.5%  
中四管内: 39.9%

・米の需給調整の推進  
・稲作農家の経営安定

・麦の二毛作・水田裏作の拡大、単収の向上  
・大豆の不作付地での作付拡大、単収の向上

・不作付の解消  
(乾田地帯は大豆等、湿田地帯は飼料用・米粉用米)

米の消費拡大

白米を、朝食から、薄切りパン食への転換に置き換えれば、  
自給率40%→42%

白米を、昼食から、速干麺類食への転換に置き換えれば、  
自給率40%→42%

白米を、夕食に、255gを標準食量とした場合、40%→44% (4%アップ)

水田を余すことなく活用

米粉の利用



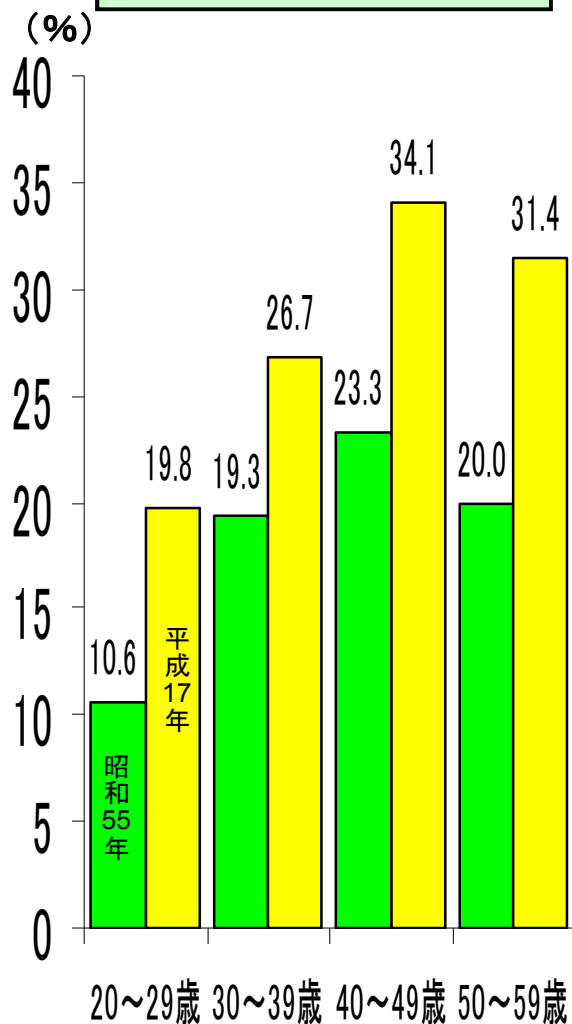
飼料米の利用



平成22年度戸別所得補償モデル対策

# 食育と米を中心とした日本型食生活と『売れるものづくり』の展開

肥満者 (BMI25以上)  
(男性) の割合



注: BMIとは 体重(kg) ÷ (身長(m) × 身長(m))  
資料: 厚生労働省「国民健康・栄養調査」



食事バランスガイド  
(<http://www.shokuji-balance.com/>) で簡単に  
チェック可能です。

厚生労働省、農林水産省

## 【地域ブランドと地産地消】 直売所の拡大等



JA岡山農産物直売所



みどりの館みやま(玉野市)

## 【食の安全安心】

《環境保全型農業》



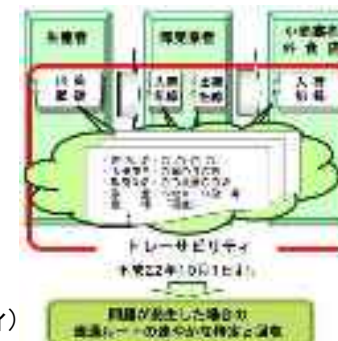
(紙マルチ田植機による雑草防除)

《食品表示》



(個体識別番号よりトレーサビリティ)

《米のトレーサビリティ》





# 戦後の農地改革から平成の農地改革

平成21年12月15日  
改正農地法が施行

## 戦後の農地改革

自作農創設特別措置法  
(昭和21年法律第43号)

### ○食料の増産

- ・健全なる農家の育成による農業の生産力の発展

### ○農村の民主化

- ・政府による小作地の買収 193万ha (総小作地の80%)
- ・売渡しによる広範な自作農の創設 (小作地の割合は、46%→10%以下)
- ・売渡しを受けた農家 47.5万戸

農地法

(昭和27年法律第229号)

### ☆地主制は解体

- ・農業の担い手は自作農が中心

我が国の農地面積はピーク時の約7割の水準にまで減少  
昭和36年：609万ha  
平成20年：463万ha



十分に進まない集積・規模拡大

規模拡大しても農地が分散錯圃

耕作放棄の増加

(H17 38.6万ha)

## 平成の農地改革の概要

### 「平成の農地改革」の概要①

～ 自給力の基盤たる優良農地の確保 ～

#### 農地転用規制の厳格化

- 違反転用の罰則を強化

#### 農用区域内農地の確保

- 農用区域からの除外の厳格化

#### 耕作放棄地対策の強化

### 「平成の農地改革」の概要②

～ 「所有」から「利用」への転換 ～

#### 農地を面的に集積

- 公的機関が農地を一括引き受け、担い手に利用権を面的集積
- 担い手に貸し付けられた農地には、相続税納税猶予を適用
- 共有農地の利用権設定が、共有持分の2分の1の同意で貸し付けが可能

#### 意欲ある若者・経営体の参入を促進

- 農地借地の規制を緩和
- 貸出農地情報等を全国からアクセス可能に

#### 農地の権利を有する者の責務の明確化

- 農地の適正かつ効率的な利用の責務について、法律上明確に位置付け

転用期待の抑制

意欲のある者に農地が集まることにより、国内の食料生産の増大を通じて国民に対する食料の安定供給を確保

利用に着目した農地制度

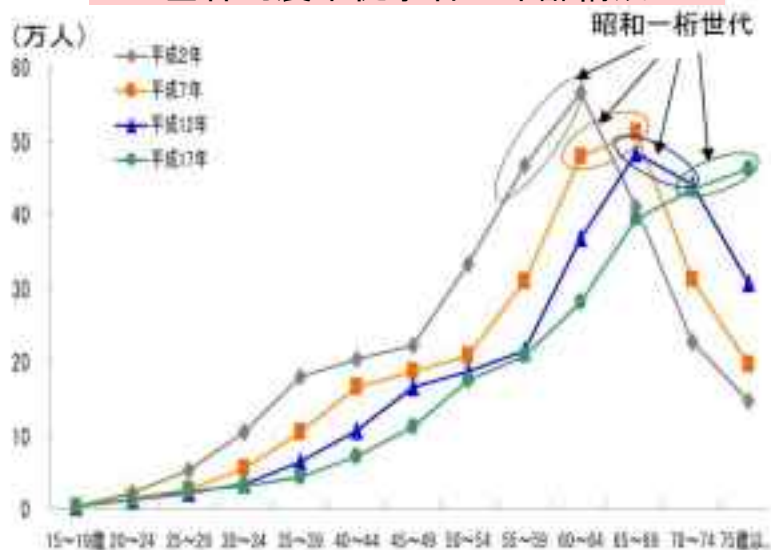
「ここが変わりました！農地制度」(平成二十二年六月一日〔第三版〕) 使う人の立場に立ったわかりやすいパンフレット作成

# 農業従事者と法人化

## 農業所得(農業純生産)の推移

H2 6.1兆円 → H18 3.2兆円 約半減

## 基幹的農業従事者の年齢構成



資料:農林水産省「農林業センサス」

## 農業法人

農業法人とは、企業のような法人組織をとる農業経営体で、農業に加え、近年、加工・観光等への事業拡大。

### ○農業生産法人数の推移

H7 4,150法人 → H21 11,064法人

注) 農業生産法人とは、農地法第2条の規定に適合する法人

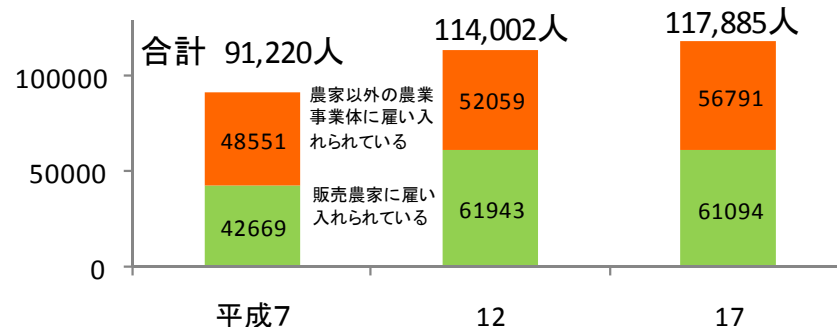
## 新規就農者・雇用就農者の動向

(単位:千人)

区分	年	H2	H7	H12	H18	H19	H20	H21
新規就農青年(39歳以下)		4.3	7.6	11.6	14.7	14.3	14.4	15.0
中高年(40歳以上の離職就農者)		11.4	40.4	65.9	63.5	56.0	42.7	49.3
計		15.7	48.0	77.1	74.5	66.2	51.6	59.3
うち新規学卒就農者		1.8	1.8	2.1	2.5	2.3	1.9	1.8
うち新規参加者		...	...	...	2.2	1.8	2.0	1.9
雇用就農者		...	...	...	6.5	7.3	8.4	7.6
合計		15.7	48.0	77.1	81.0	73.5	60.0	66.8

資料:農林水産省「農家就業動向調査」(H2)、「農業構造動態調査」(H7~17)、「農林業センサス」(H17)、「新規就農者調査」(H18、19、20、21)

## 雇用労働者数(常雇のみ)の推移



資料:農林水産省「農林業センサス」

注:常雇とは、農業経営のためにあらかじめ年間7ヶ月以上の雇用期間を定めて雇い入れた者のことをいう

# 新たな食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）

## ポイント

- ▶ **国家の最も基本的な責務**として食料の安定供給を確保
- ▶ 食料・農業・農村政策を**日本の国家戦略**として位置付け
- ▶ **「国民全体で農業・農村を支える社会の創造」**を明記

### 政策的な対応方向

- 再生産可能な経営を確保。
- 多様な用途・需要に対応して生産拡大と付加価値を高める取組を後押し。
- 意欲ある多様な農業者を育成・確保。
- 優良農地の確保と有効利用を実現。
- 活力ある農山漁村の再生に向けた施策の総合化
- 安心を実感できる食生活の実現。

## 食料自給率の目標

### ● 平成32年度の目標

41% → 50%（カロリーベース）  
65% → 70%（生産額ベース）

## 構ずべき施策

### ● 食料の安定供給の確保に関する施策

- ・ 食の安全と消費者の信頼の確保
- ・ 国産農産物を軸とした食と農の結び付きの強化
- ・ 食品産業の持続的な発展と新たな展開
- ・ 総合的な食料安全保障の確率
- ・ 輸入国としての食料安定供給の重要性を踏まえた国際交渉への対応

### ● 農業の持続的発展に関する施策

- ・ 戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理
- ・ 農業・農村の6次産業化等による所得の増大
- ・ 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
- ・ 優良農地の確保と有効利用の促進
- ・ 農業災害による損失の補てん
- ・ 農作業安全対策の推進
- ・ 農業生産力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し
- ・ 持続可能な農業生産を支える取組の推進

### ● 農村の振興に関する施策

- ・ 農業・農村の6次産業化
- ・ 都市と農村の交流等
- ・ 都市及びその周辺の地域における農業の振興
- ・ 集落機能の維持と地域資源・環境の保全

### ● 食料・農業・農村に横断的に関係する施策

- ・ 技術・環境政策等の総合的な推進
- ・ 「農」を支える多様な連携軸の構築

### ● 団体の再編整備等に関する施策

# 所得政策としての直接支払制度

## WTO農業協定に基づく 農業生産者への支援政策

## 日本の状況

### 緑の政策(削減対象外)

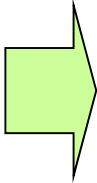
- ・研究、普及、基盤整備、備蓄等
- ・生産者に対する直接支払  
(生産に関連しない収入支持、災害対策、環境施策、条件不利地域援助)

### 青の政策(削減対象外)

- ・生産調整を前提とする直接支払いのうち、特定の要件を満たすもの

### 黄色の政策(削減対象)

- ・上記以外の国内支持(市場価格支持、削減対象となる直接支払い(補助金等))



### 中山間地域等直接支払制度

- ・平場との農業生産条件の不利性を補正する制度。  
(中山間地域の割合:全国4割、中四国6割)
- ・中国四国管内では、交付面積95,484ha、協定数9,026協定で実施。(H21見込み)
- ・対象農用地の約7割で取り組み、農用地を保全。

- ・H22からの3期対策は、①高齢農家も安心して制度に参加できるように、共同で支え合う「集团的サポート型」を創設。②小規模・高齢化集落支援加算の創設。③飛び地団地の要件の緩和など

### 農地・水・環境保全向上対策

- ・農地や水など農村地域の環境を地域ぐるみで守るための支援制度。
- ・中国四国管内では、協定面積99,874ha、活動組織2,500組織で実施。(H21見込み)
- ・農振農用地面積の約26%で取り組み、農村環境を保全。



平成23年度からの本格的な戸別所得補償制度の導入に向けたモデル対策の実施

# 農地・水・環境保全向上対策の実施状況

## (中間評価 平成22年9月13日公表)

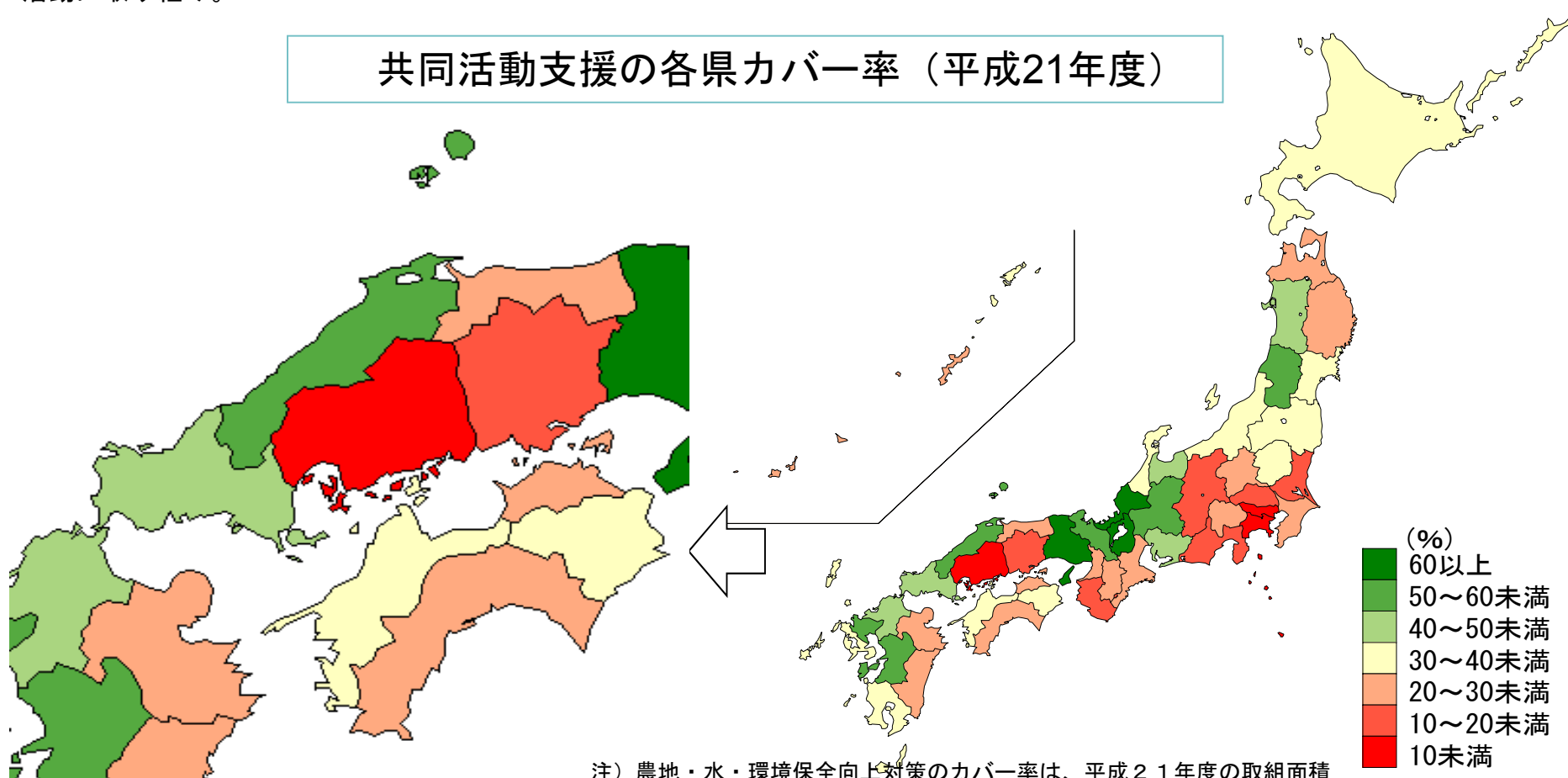
**共同活動支援：対象面積に対する取組面積のカバー率は全国35%、中国四国28% (H22.3)**

平成22年3月現在、全国1,251市町村において、19,514の活動組織（中国四国 2,500）が、農地143万ha、開水路24万km、農道16万km等の施設を市町村との協定に位置付け、地域ぐるみの共同活動に取り組み。

**営農活動支援：共同活動支援の取組面積の全国約5%、中国四国約3% (H22.3)**

全国で2,858（中国四国 241）の活動組織が7.5万haの農地において、化学肥料や化学合成農薬を大幅に低減する先進的な営農活動に取り組み。

### 共同活動支援の各県カバー率（平成21年度）



注) 農地・水・環境保全向上対策のカバー率は、平成21年度の取組面積が2005年農林業センサスにおける耕地面積に占める割合

# 事業の効果① — 多様な主体の参画 —

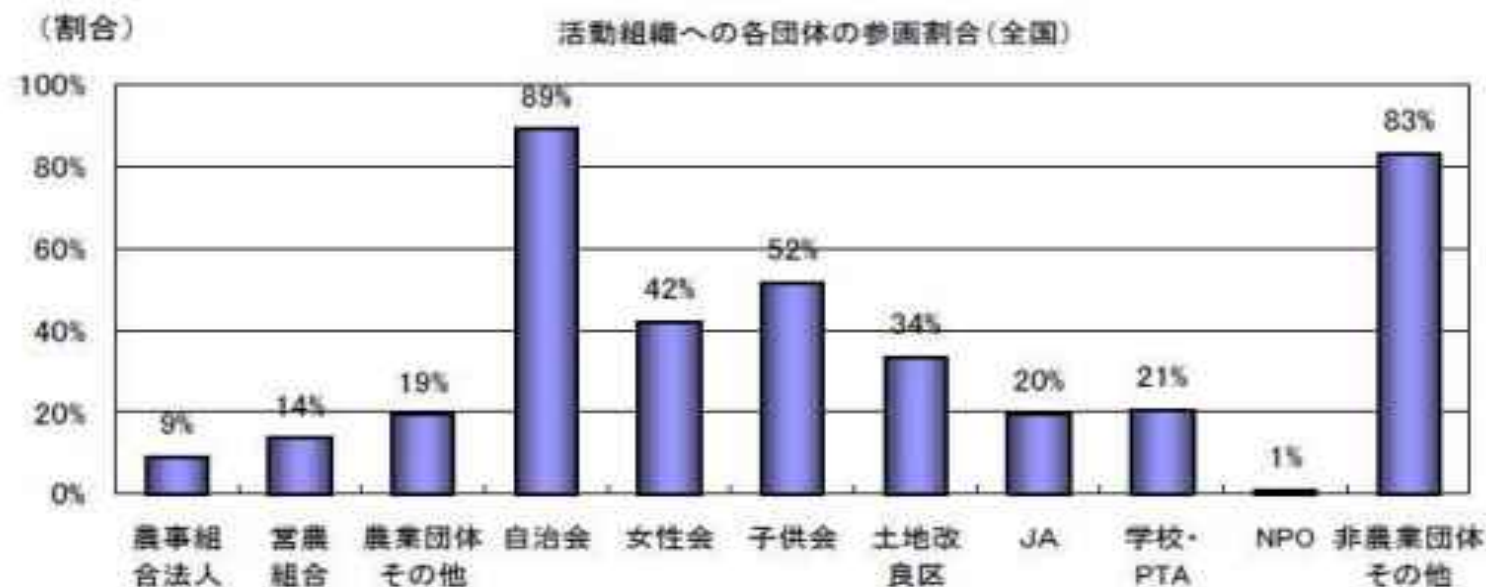
多様な主体から構成される活動組織による資源の保全活動、営農活動、環境向上活動等が展開。

## ① 活動組織の構成員数(全国計)

構成員数			
個人		団体	
農業者	非農業者	農業関係 (農事組合法人、 営農組合等)	その他 (自治会、子供会、女性会 等)
113万5千人	24万2千人	15,985	114,640

資料：平成21年度実施状況報告書より作成

## ② 活動組織への各団体の参画割合(全国)



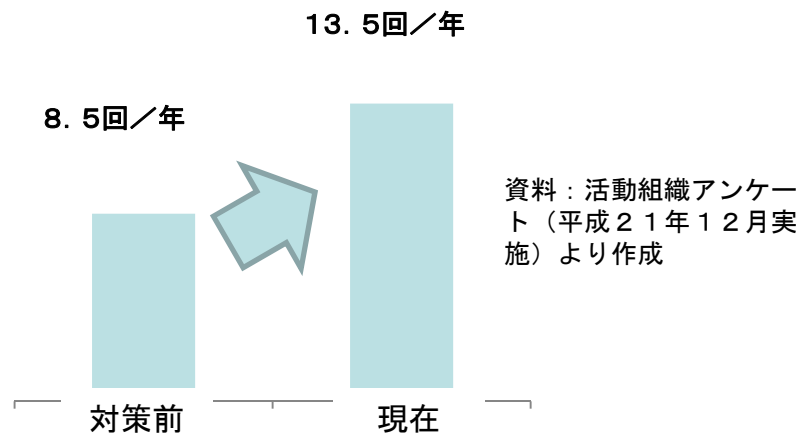
資料：平成21年度実施状況報告書より作成

# 事業の効果② ー地域コミュニティが活性化ー

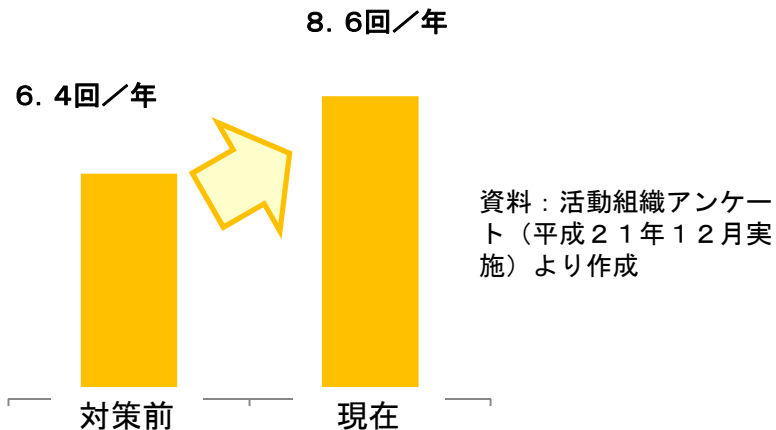
地域住民の意識の変化、地域の行事への参加率の向上、集落間の連携や都市との交流、地域リーダーの育成などを通じ地域コミュニティが活性化。

## <地域コミュニティの活性化>

### ① 地域づくりのための話し合い（寄合）の回数

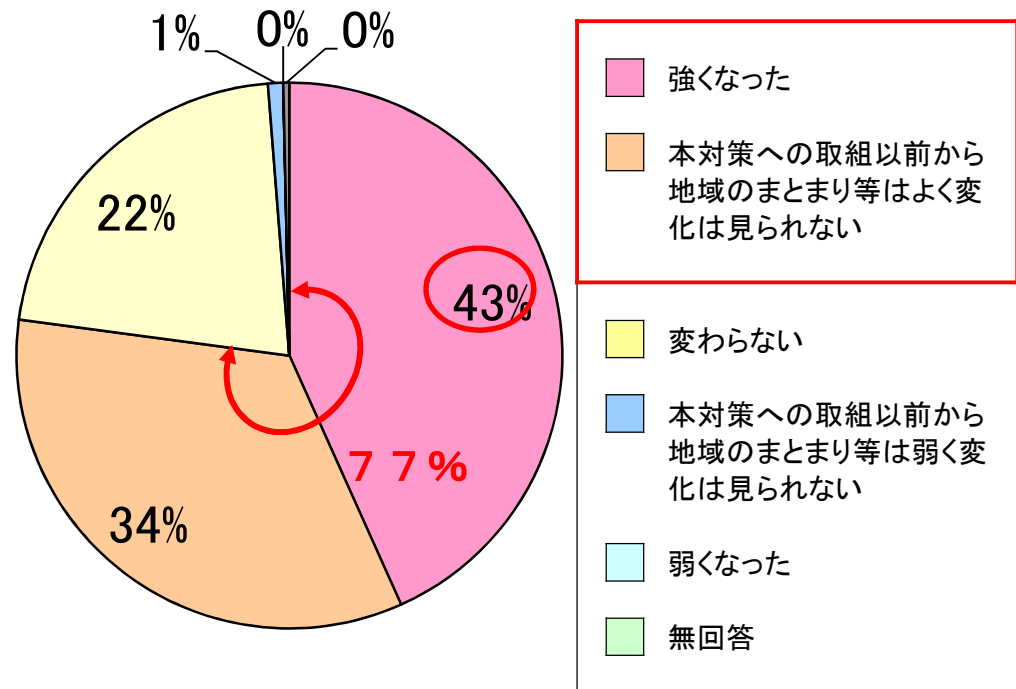


### ② 行事やイベントの開催回数



### ③ 地域の人と人とのつながりの変化

問 本対策への取組の前後で、地域のまとまりや地域の人と人とのつながりが変化しましたか。



## 4. 今、地域農業と農村地域に求められているもの

(1) 追いつけ追い越せ時代の終焉から多様化と不確実な時代へ

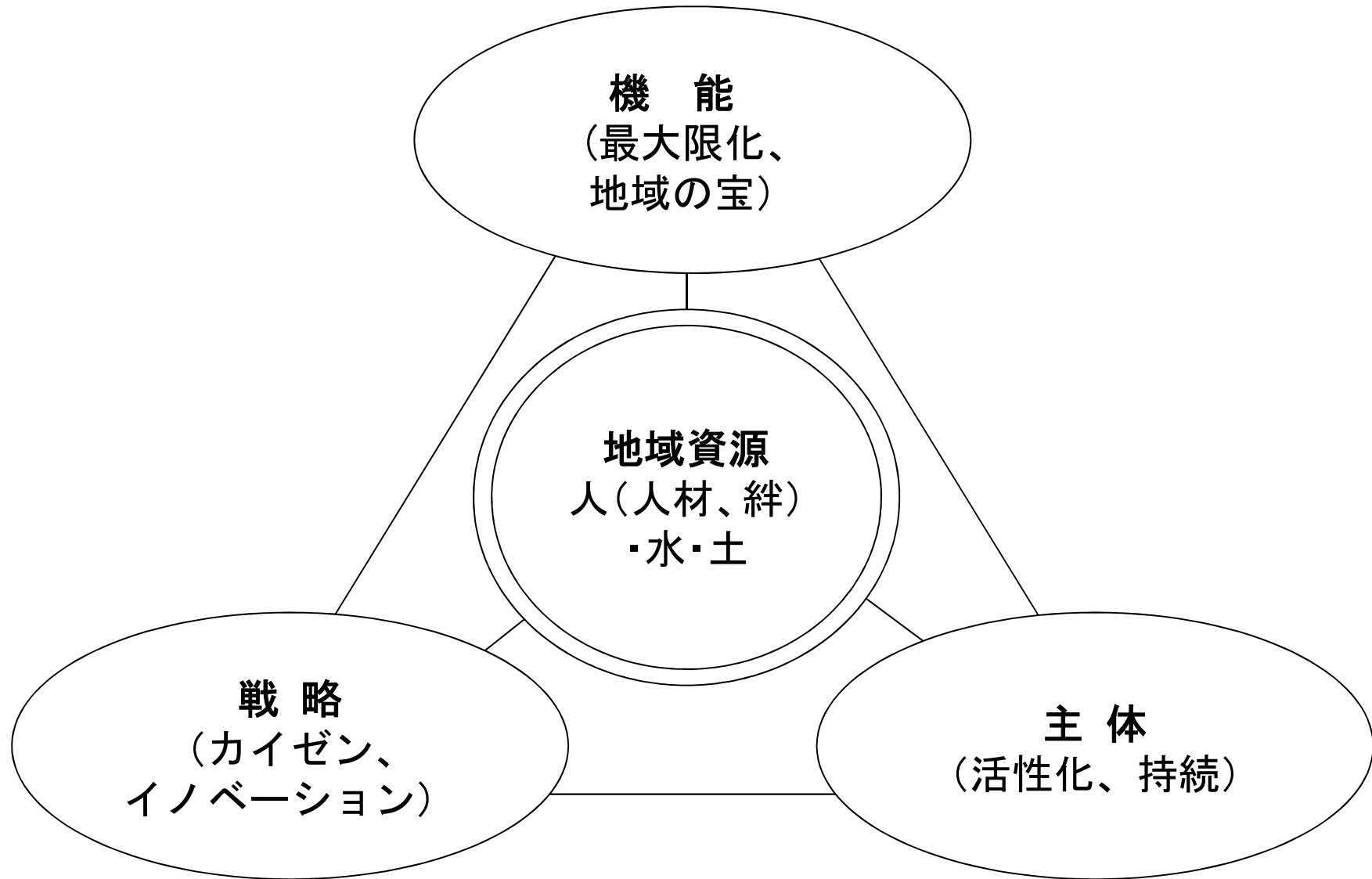
(2) 地域資源（宝）の最大限の機能発揮に向けた地域資源経営の実践

(3) 地域の絆と住民・団体・行政さらには外部等の様々な連携

(以下、取組事例)



# ○地域資源経営（イメージ）



# 農業水利施設の長寿命化に向けたストックマネジメントの実施について

## 基幹水利施設の現状

昭和の後半より、食料供給力及び農業の持続性の確保を目的として、基幹水利施設の整備が急速に進められ、現在ではその多くが耐用年数を迎えている。

中国四国地域の基幹的な水路は  
約1,300km  
(中国:687km、四国:630km)

今後数年で...

約3割が耐用年数を迎える



## ストックマネジメントの考え方

日々の健康診断や定期的な人間ドックのように、施設を診断して必要な補修や部分的な更新を行うこと。

<人の病気の場合>

人間

健康診断  
人間ドック

予防・治療

<施設の長寿命化の場合>

施設

機能診断

補修  
部分更新

## ストックマネジメントの実施

### 機能診断実施体制

県職員を主体とした調査・診断～計画策定の実施体制を構築

### 機能診断プロジェクトチーム(1県の事例)

○県庁内検討会(次長、関係課長、担当課長)  
診断・評価に係る課題検討、予防保全計画の審議

○農林総合事務所土地改良部  
施設の診断・評価作業の実施、予防保全計画立案  
・県職員を班長として、市町・土地改良区・土壌で班を構成し、機能診断を実施

技術検討委員会

### 事業の概要

施設の機能診断、予防保全計画策定、計画に基づく対策工事を一貫して実施。又、突発的事故の発生に対して緊急的な対応も実施可能。

#### 施設毎の診断調査を実施

老朽化状況の把握  
・経年劣化状況  
・用途  
・周辺地盤状況 等



老朽化状況に応じた長寿命化対策の計画策定  
・老朽化改修を段階的に実施し対策の優先度を設定  
・補修・補強・部分更新の選定

#### 対策工事

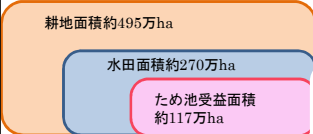


農業水利施設の予防保全により長寿命化を図り、維持管理費や更新費用(ライフサイクルコスト)を低減

# ため池の持つ多面的機能 ~H21災害の経験から、ため池整備の必要性を再認識~

## ため池とは・・・

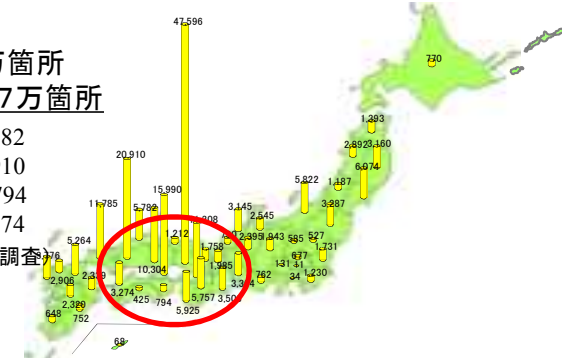
農業用水を確保するために水を貯え取水出来るよう、人工的に造成された池



○全国のため池 約21万箇所  
うち、中国四国管内 約7万箇所

- 鳥取県: 1,212 島根県: 5,782
- 岡山県: 10,304 広島県: 20,910
- 山口県: 11,785 徳島県: 794
- 香川県: 15,990 愛媛県: 3,274
- 高知県: 425 (H9農林振興局調査)

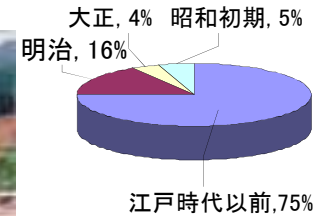
○ため池の水を農業用水に利用している農地面積は約117万haに及ぶ



## ため池の課題

- 江戸時代以前に造られたものが大部分を占める
- 老朽化のため漏水、侵食等がはじまり、大雨や地震を契機に決壊するおそれ

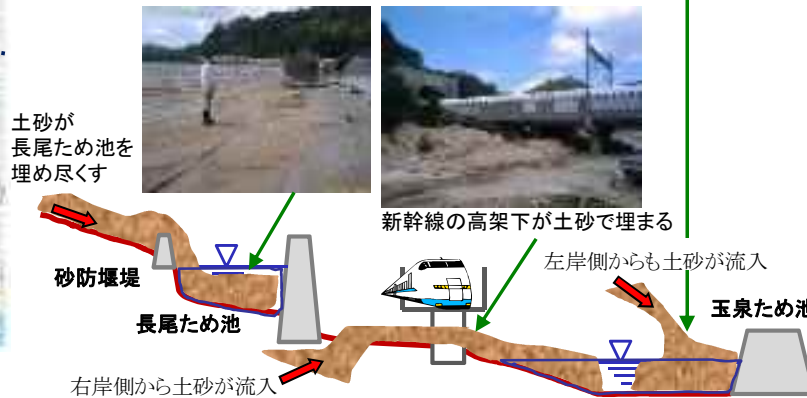
築造年代	箇所数
江戸時代以前	約48,500
明治・大正時代	約13,000
昭和初期	約3,500



## 【中国・九州北部豪雨】ため池が土砂災害を食い止める！



- 山口県防府市では、7/20～21日にかけて約330mmの降雨量を記録。
- 長尾ため池と玉泉ため池が、上流からの雨水・土砂を貯留し、新幹線や住宅への被害を防いだ。



2ha以上の受益を持つため池 約2万のうち  
**整備済み: 1,500**  
**要整備: 8,500** (中国四国農政局管内)

- 農業者の減少・高齢化で維持管理が不十分になり、ため池の多様な役割の発揮が困難になることが懸念
- 都市化・混住化に伴う、ゴミの不法投棄、水質悪化、外来種による生態系の破壊などの問題が発生

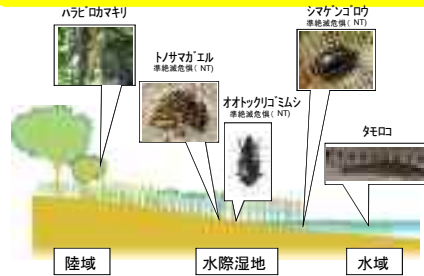


## 地域の憩いの場



憩いの場、遊びの場、伝統文化の継承として貴重な水辺空間を創出

## 多様な生物の集まる ため池の水辺空間



- 多様で特色ある生物の生息環境の場
- 生態系ネットワークを結ぶ重要な空間

※カテゴリー区分は、香川県のレッドデータブックによる

## 地域全体でため池を守る

地域の環境を育む大切な財産であるため池を保全し、次世代に受け継がれるよう、地域みんなが一体となった取組が大切です。

# 国営開発農地を核とした6次産業ネットワーク化

(広島県世羅町)

- 世羅高原地区は、より収益性の高い農業を目指して農地開発事業を実施。
- 山林を切り開いた農地で、大規模な果樹、花野菜など様々な営農から 観光へと展開。
- 更に、観光農園や直売所、農産物加工グループ等、多様な者がネットワークを組織し、連携してイベント等を開催することにより、入り込み客が年間200万人、売上げ15億円を超える。

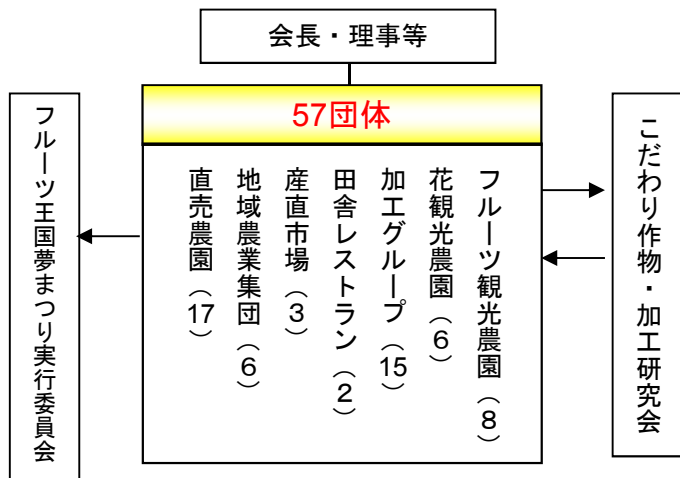


国営農地開発事業  
【広島中部台地地区】  
○ 事業期間 : 昭和52年度  
~平成9年度  
○ 農地造成 : 357ha  
○ かんがい : 213ha  
○ 主要作物 : なし、ぶどう、  
トマト、野菜、  
小麦、大豆、  
花き、飼料作物

世羅町観光客の推移



世羅夢高原 6次産業ネットワーク



農場内での花園結婚式



栽培状況(トマト約20万本 ほぼ全量をカゴメ(株)へ納品)



梨ランニングウォーター (世羅高校と共同開発)



せらワイン



観光農園「直売所」



一面に咲き誇る色とりどりのチューリップ

活動組織名：国営カイパイ資源保全組合（島根県益田市）

活動のポイント：国営「益田地区」に企業（51ha）が参入し、循環型農業による地域の更なる広がり

- (株)キューサイファーム島根が、国営「益田地区」に自社保有農地51haを取得するとともに、借地や周辺農家との契約栽培により「ケール」（青汁の原料）の大規模経営を行っている。また、道路等の雑草を刈り取るなど、農地・水・環境保全向上対策の共同活動に参加している。
- ケールの栽培については、「農薬・化学肥料不使用」を条件としており、本対策の営農活動に取り組んでいる。
- 近所で和牛を飼育する「農事組合法人松永牧場」などへ飼料として低価格で販売し、牧場で作られた堆肥を購入し、ケール栽培に利用する「地域循環型農業」とつながり、国営地区を越えて大規模経営を成功している。



○地元畜産農家

家畜のふん尿処理による  
堆肥の農地還元



○キューサイファームほ場

地域循環型農業

無農薬・無化学肥料栽培での  
安全で安心な原料供給

ケールの絞りカスを  
地元農家に低価格で販売



○青汁工場（株）キューサイ



○こだわりの青汁

### (株)キューサイファーム島根の概要

ケール作付面積：自社保有農場 約51ha  
契約農場 約10ha

#### 取組の特徴

- 無農薬・無化学肥料でのケール栽培で、安全で安心な食品生産。
- 雇用の場の創出や地元農家との取引による地域に根付いた企業活動の展開。
- 地元牧場と連携してケールの絞りカスを低価格で販売し、牛の堆肥を購入。
- 自社でケールの「生産」から「青汁」の加工・出荷まで展開。



ケール定植作業

# 5. 平成23年度農業者戸別所得補償制度概算要求（概要）

農業者戸別所得補償制度は、大まかに次の3つの助成からなっています。

このうち、今回の政策コンテストにエントリーしているのは、下記①の「畑作物の所得補償交付金」(加算支払を含む)です。

## ① 畑作物の所得補償交付金

(2,129億円)【水田・畑地共通】

畑作物(麦、大豆、てん菜(砂糖大根)、でん粉用じゃがいも、そば、なたね)を生産する農業者に対して、「恒常的なコスト割れ相当分」を直接支払する交付金です。

交付金は、農地を農地として保全するために必要最低限の費用相当額は作付面積に応じて交付しますが、生産意欲の向上につながるように収量に応じて支払うことを基本とします。

対象作物	交付単価
小麦	水田 8,300円/60kg または 2.0万円/10a の高い方
	畑地
大豆	水田 11,430円/60kg または 2.0万円/10a の高い方
	畑地
てん菜	8,410円/㎡、または 2.0万円/10a の高い方
でん粉用じゃがいも	11,800円/㎡、または 2.0万円/10a の高い方

10a(アール) = 約300坪

注1:小麦について、パン・中華めん用品種の場合は、数量当たり交付単価に2,550円を加算

注2:そば、なたね、大・はだか麦の交付単価は、生産費調査の結果が明らかになった段階で設定

注3:現行の品種別標準収量に比べて、数量当たり交付単価の10a当たりの面積換算額は、小麦で約3千円・大豆で約1万円の増額



## 加算支払

耕作放棄地などに麦、大豆、そば、なたねを作付けする場合や、集落営農(農家が集まって効率的な農業経営を行うもの)が法人化する場合などには、加算支払いをします。

【品質加算】畑作物について数量払の交付単価を品質に応じて増減

【再生利用加算】耕作放棄地などに麦や大豆、そば、なたねを作付けた場合に一定額(1~3万円/10a)を5年間加算

【集落営農の法人化加算】集落営農が法人化した場合に、対象作物の作付面積に応じて2,000円/10aを加算

【緑肥輪作加算】地力の維持・向上につながる作物を、畑地で栽培してすき込む場合(休閒緑肥)に1万円/10aを交付

## ② 水田活用の所得補償交付金

(2,233億円)

水田転作での麦、大豆、米粉用米、飼料用米などを生産する農業者に対して、「主食用米並の所得確保相当分」を直接支払する交付金です。

【戦略作物】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用・飼料用米、発酵粗飼料用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

【二毛作助成】 1.5万円/10a

【耕畜連携助成】 1.3万円/10a

【産地資金】

麦・大豆などの戦略作物の生産性向上や地域特産物の振興などの取組を支援

## ③ 米に対する助成

需給調整に参加して米を生産する農業者に対して、「恒常的なコスト割れ相当分」と、その年の米価の下落分を直接支払する交付金です。

【米の所得補償交付金】(1,980億円) 1.5万円/10a

【米価変動補てん交付金】(1,391億円(24年度予算計上))

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん



「戸別所得補償モデル対策」に加入された農家の皆様へ

# 始まります!! 交付金の支払手続き

## ↓支払手続き

・農政局・農政事務所から必要事項が印字された交付申請書が各加入農家に送付されます。(10月中旬～11月下旬)  
 ・関係書類が揃いたら、内容を確認・捺印の上、速やかに農政局・農政事務所へ提出してください(※)。



※市町村・地域水田協議会を経由して、提出する地域もあります。

## ↓支払時期

### 米のモデル事業

・標準的な生産費と販売価格の差額を補償する事業(岩盤対策)です。

・定期部分(15,000円/10a)については、ほとんどの地域で年内(12月24日まで)に支払いを行う予定です。(※)

※具体的な時期については、お近くの農政局・農政事務所・地域水田協議会(市町村、JA)にお問い合わせください。なお、都道府県ごとの交付時期は、農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp/>)でもご覧いただけます。

・仮に米価が下がっても、追加の支払い(変動部分)があります。その交付単価は、23年1月までの相対取引価格で決定し、23年3月中に支払いを行う予定です。

### 水田の対応用事業

・早い地域では年内から、遅い地域でも23年3月中に支払いを行う予定です。

交付金の早期支払いのために、加入農家の皆様のご協力をお願いいたします。

ご不明な点は、お近くの農政局、  
 農政事務所、地域水田協議会 >>>  
 (JA、市町村)へご相談ください。

【北海道】 北海道農政事務所戸別所得補償制度課兼子・ムロ農務課	011-643-2468
【東北】 青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島 東北農政事務所戸別所得補償制度モデル対策課兼課	022-723-7337
【関東】 茨城・栃木・群馬・埼玉・東京・神奈川・山梨・長野・群馬 関東農政事務所戸別所得補償制度課	048-720-2124

【中部】 新潟・富山・石川・福井 北陸農政事務所戸別所得補償制度課兼課	076-232-4133
【東海】 岐阜・愛知・三重 東海農政事務所戸別所得補償制度課兼課	050-715-5191
【近畿】 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山 近畿農政事務所戸別所得補償制度課兼課	075-366-0117

【中国】 鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知 中国四国農政事務所戸別所得補償制度課兼課	080-230-4224
【九州】 福岡・佐賀・長門・熊本・大分・宮崎・鹿児島 九州農政事務所戸別所得補償制度課兼課(JA)	090-383-7379
【沖縄】 沖縄県農政事務所農林水産部土地政策課	090-260-1611